

## 医療に関する業務の労働者派遣法に抵触する可能性のある事案の把握について

### 1 把握の方法

病院・診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設等における医療に関する業務について、平成17年4月から平成17年10月までの間における労働者の苦情等の申出を端緒として、全国の都道府県労働局で把握した労働者派遣法に抵触する可能性のある事案を整理。

### 2 結果の概要

(1) 2労働局における延べ3件の事案を確認。

(2) 把握した事案の概要は次のとおり。

ア 病院Aにおいて一般労働者派遣事業の許可を有するB社から派遣されて就労していた労働者Cが、解雇の理由に納得がいかない等を申出。

当該労働局において、実情を把握したところ、当該労働者派遣は、管理栄養士を派遣するものであり、労働者派遣法第4条違反が判明。

解雇に係る苦情については、引き続き当該労働局が設置している総合労働相談コーナーで対応。また、当該労働局は、Bの労働者派遣法第4条違反はすでにはないことを確認済。

イ 社会福祉法人Aの介護老人福祉施設及び軽費老人ホームにおいて、医療法人B（労働者派遣事業の許可、届出はなし。）の職員である看護師複数名が介護等の業務に従事しており労働者派遣法に抵触しないか等について、地方公共団体から問合せ。

無許可、無届出等の違法な労働者派遣事業のおそれ。情報提供の経緯から、現在、当該地方公共団体を通じた実情把握をしているところ。

ウ 病院Aの事業所内において受託業務としてB社の臨床検査技師が従事していた検体検査の業務（指導監督医の選任は必要であるが常駐の必要はないため受託業務として実施できるもの。）について、Aの職員の混在が見られ労働者派遣法に抵触するのではないか等について、Aの労働組合が申出。

当該労働局では、実情把握を行った上で、適正な請負により業務が実施されるよう指導。以後、当該業務はAが実施。

(参考)

## 医療資格者の労働者派遣の状況（医政局による聞き取り） について

平成17年7月現在における紹介予定派遣等に係る医療資格者の労働者派遣の取扱い状況を、一般労働者派遣事業の許可を有し医療資格者を取り扱っている都内6派遣元事業主（注1）をサンプルとして聞き取りを実施。労働者派遣の状況は、概要次のとおりであった。

### [現に派遣されている労働者の数] （注2）

#### 1 社会福祉施設等

看護師	241人
薬剤師	1200人

#### 2 紹介予定派遣

看護師	140人
薬剤師	800人

注1 6派遣元事業主のうちの1については、登録者はいるものの、労働者派遣の実績はなかった。

注2 現に派遣されている労働者の数は、社会福祉施設等、紹介予定派遣の区分ごとの看護師、薬剤師のいずれにおいても、そのほとんどを1社が占めていた。